

## 悪質・危険運転の撲滅を求める意見書

令和5年2月、勤務先からオートバイで帰宅途中の男性が、宇都宮市の国道で乗用車に追突され亡くなった。乗用車は法定速度60キロメートル毎時の道路を、およそ160キロメートル毎時という高速度で走行するとともに、仲間2名が運転する別のオートバイ2台と連なって、競い合うように集団で暴走運転行為を繰り返していた。

しかし、加害者はより悪質な運転行為に該当する危険運転致死傷罪ではなく、刑の軽い過失運転致死傷罪で起訴された。

同様の悪質運転死亡事故は、過去にも津市や大分市などでも発生しているが、いずれも過失運転致死傷罪で起訴された。その理由は、危険運転致死傷罪の適用要件である「その進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる行為」に対し、直線道路をまっすぐに走行しており進行が制御できていなかったとまでは言えないとの判断によるものであった。これらは、遺族感情や国民目線から見ても、到底理解できるものではない。大分市の裁判では、御遺族が厳罰を求める署名を提出し、検察の再捜査を経て危険運転致死傷罪に訴因が変更された。

このように、平成26年に施行された自動車運転処罰法は、その後も改正され厳格化されてはいるが、本事例のような極めて悪質・危険な運転に対して適用が見送られるケースが相次ぐことに納得できず、適用要件の見直しを求める声が大きくなっている。

よって、国においては、悪質・危険な運転を撲滅し、安全・安心な交通社会を構築するよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く要望する。

### 記

- 1 直線道路における悪質・危険な運転行為により発生した交通死亡事故を厳正に対処するため、自動車運転処罰法における危険運転致死傷罪の適用要件の見直しを行うこと。
- 2 悪質・危険な運転を撲滅するため、さらなる規制の強化や取締り強化を行うこと。
- 3 特に、運転免許取得から間もないドライバーや交通違反常習者に対して、悲惨な交通事故の加害者とならないための周知啓発を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和5年11月30日